

第3回木曾川文化圏市町合併協議会 会議録

●日時 平成15年6月25日(木) 午後2時～2時50分

●会場 各務原市産業文化センター 8階第1特別会議室

●日程

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

〈報告事項〉

報告第9号 木曾川文化圏市町合併協議会幹事会設置規程等の一部改正について

協議第10号 平成15年度木曾川文化圏市町合併協議会予算に係る岐南町負担金の精算について

〈協議事項〉

協議第8号 木曾川文化圏合併憲章の改正(案)について

協議第9号 合併の方式について

協議第10号 合併の期日について

協議第11号 新市の名称について

協議第12号 新市の事務所の位置について

協議第13号 財産の取扱いについて

4. その他

〈確認事項〉

○第4回以降の合併協議会開催日程等について

5. 閉 会

●出席委員

会 長	森 真			
副会長	野田敏雄			
委 員	横山隆一郎	白木 博	川瀬勝秀	野田 功
	松田之利	長谷川匡一	武藤孝子	松原史尚
	小島 武	苅谷彰三	田中露美	小森利八郎
	横山勝利			

●欠席委員

委 員	星野鉄夫	広瀬利和	村井宏行
-----	------	------	------

●事務局職員

事務局長	五藤 勲		
事務局次長	藤ノ木大祐	松岡秀人	林 昭光
事務局長補佐	村井清孝		
総務係長	稲川和宏		
計画調整係	前田直宏		
事務局員	江田裕之	前島宏和	尾関 淳

【事務局長】

皆様方には、ご多忙のところお集まりいただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより第3回木曾川文化圏市町合併協議会を開会いたします。

最初に、協議会長の森各務原市長よりごあいさつをお願いいたします。

【会長：各務原市長】

どうも皆さん、こんにちは。

大変蒸し暑い昨今でございますが、お元氣のことで大慶に存じます。

今日は第3回の木曾川文化圏市町合併協議会でございますが、先般申しましたとおり、いわゆる基本5項目を今日はご審議、でき得るならば決定いただくという、とりわけ大事な会議だと存じます。和氣あいあいの中にも目的を達したいと存じますので、どうぞよろしくをお願いいたします。ごあいさつといたします。

【事務局長】

ありがとうございました。

続きまして、本日の議事に入らせていただきます。

規約に基づきまして、会長に議長をお願いいたします。

【議長：各務原市長】

それでは、規約に基づきまして議長を務めさせていただきます。

議事に入ります前に、会議運営規程第8条に基づきまして、本日の会議録署名委員の方を指名させていただきます。

川島町の田中露美さんと各務原市の武藤孝子さんのお2人をお願いしたいと存じます。後日、事務局から議事録を持って伺いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元に配付いたしました次第に基づいて進めてまいりたいと存じます。

まず報告事項がございます。報告第9号と第10号につきまして、事務局から続けて説明をお願いします。

【事務局】

それでは、報告第9号 木曾川文化圏市町合併協議会幹事会設置規程等の一部改正について、ご報告させていただきます。

お手元の会議資料、この水色の報告事項をお開けいただきたいと思います。

まず、関係資料といたしましては1ページ、そして2ページにかけまして第1条から第4条まで各規程の一部改正の内容を掲げております。それ以降のページにつきましては、関係資料といたしまして各規程の新旧対照表を載せてございます。

それでは1ページへお戻りいただきたいと思います。今回、事務局の決裁によりまして、第1条から、次のページの第4条に掲げておりますような4つの規定の一部改正を行ってお

ります。いずれも協議会内部の規定でございますので、要点をかいつまんでご報告いたします。

今回行われました一部改正の理由は二つございます。一つはご承知いただいておりますように前回、第2回の協議会で決定し、各務原市、川島町の6月議会で議決をいただいております協議会規約の一部改正に伴うものでございます。

第1条、幹事会設置規程、第2条、専門部会設置規程、そして次のページ、2ページでございますけれども、第4条、財務規程を、ご覧のような本協議会を構成する1市1町のものに整理させていただきました。

改正理由のいま一つは、専門部会及び事務局の内部体制を現状に即したものに変更するためのものでございます。第2条の後段と第3条がこれによる改正内容でございますけれども、新旧対照表の方がわかりやすいと思いますので、お開けいただきたいと思います。お手元の資料の4ページをご覧いただきたいと思います。

右肩に資料2とございまして、専門部会設置規程新旧対照表となっております。左が新、右が旧でございます。一番下の下段の別表をご覧いただきたいと思います。この企画財政部会、総務部会、住民部会、福祉部会、上から4つの部会でございますけれども、ご覧いただいておりますように所掌事項のところをそれぞれ入れかえを行いました。枠で囲ってある部分が今回の改正点でございます。

続きまして右のページ、資料3、事務局規程新旧対照表が載せてございます。これも一番下の下段が改正点でございます。これまで計画係と調整係が分かれてございましたけれども、今回これを統合するというような内容になってございます。

以上が改正点の主だったところでございます。

なお、この施行期日につきましては、当協議会の規約の一部改正に準じまして、平成15年6月24日とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

【事務局】

続きまして、報告第10号 平成15年度木曾川文化圏市町合併協議会予算に係る岐南町負担金の精算について、ご報告いたします。

同じく、お手元の報告事項の7ページをご覧いただきたいと思います。

6月6日の第2回協議会におきまして、幹事長から岐南町の負担金が430万円程度になる見込みである旨ご説明をいたしましたが、6月23日をもちまして最終的に精算をいたしました結果、424万6,098円を岐南町負担金とすることで確定をいたしました。

経費の内容といたしましては、9ページのとおりでございます。前回の協議会においてご説明させていただいておりますので、ここでは説明を割愛させていただきます。

なお、10ページにございまして、4月1日から6月23日までの予算執行状況につきまして、6月23日に当協議会の監査委員による監査を受けましたことをつけ加えさせていただきます。

以上で報告を終わります。

【議長：各務原市長】

ただいま報告第9号及び第10号につきましてご説明申し上げましたが、ご意見、ご質問ございましたら承りたいと存じます。

〔発言する者なし〕

ご意見、ご質問がないようでございますので、報告第9号及び第10号につきましては、原案どおりご承認いただいたということでご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。

それでは、続きまして協議事項に入ります。

協議第8号から第13号につきましては、先日幹事会が開かれ、本日は幹事会案が提出されています。それでは、協議第8号の木曾川文化圏合併憲章の一部改正について、幹事会から説明願います。

【幹事長：各務原市助役】

それでは協議第8号 木曾川文化圏合併憲章の一部改正（案）について、ご説明をいたします。

協議事項、ピンクの表紙の1ページ及び3ページの資料をご覧ください。

合併憲章につきましては、第1回の合併協議会において協議いただき決定されたものですが、今回、岐南町の離脱によって岐南町部分を削除し、修正をいたしました。内容及びその精神につきましては、全く変更はございません。

以上、ご提案申し上げます。

【議長：各務原市長】

今の協議第8号につきまして、ご意見、ご質問がございましたら承りたいと存じます。

〔発言する者なし〕

それでは、協議第8号につきましては原案どおり決定いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。ただいまご協議いただきました新しい合併憲章の精神に基づきまして、今後の合併協議を鋭意進めてまいりたいと存じます。

続きまして、協議第9号に入ります。

協議第9号の合併の方式については、あらゆる角度から検討を重ねてまいりましたが、今回幹事会において案をまとめましたので、幹事会からご説明願います。

【副幹事長：川島町助役】

それでは、協議第9号 合併の方式についての幹事会（案）をご説明いたします。

皆さんご承知のように、合併協議を進めるに当たり、一番最初に決めなければならない重要課題がこの合併の方式であります。これについては、あらゆる角度から検討を重ねてまい

りましたが、このほど幹事会において結論をまとめさせていただきました。

協議事項の5ページをご覧ください。

合併の方式については、「羽島郡川島町を廃し、その区域を各務原市へ編入する編入合併とする」ということにさせていただきました。

この結論に至った理由についてご説明いたします。7ページの資料をご覧ください。

資料の上から2段目、調整の方針というところをご覧ください。「川島町を廃し、その区域を各務原市に編入する編入合併とする。そして、合理的で理想的な合併を目指す」という方針が示されていますが、この「合理的で理想的な合併」ということが、編入合併の主たる理由でございます。

まず、合併協議を行う上で一番気をつけなければいけないことは、出発点である合併の方式で絶対にもめてはいけないということでございます。理想的な合併というのは、合併協議の中身であると考えております。住民の生活に密着したサービスや新市の建設計画など、協議の中身にこだわって、対等な立場、互譲の精神で理想的な合併をめざしたいということでございます。

もう一つの理由は、合理性ということでございます。

編入合併であれば、各務原市の法人格が残りますから、根幹になる条例・規則を初めとする各種システムが残ります。したがって、合併の事務効率は著しく向上いたします。それによって、合併にかかる経費も、新設の場合と比べると著しく節減できます。さらに、首長をはじめ特別職や各種委員がそのまま在任できますから、新設合併のように行政の空白期間というものができません。新設と編入、どちらが合理的か、明らかであると考えております。

もう一つの合理的な理由として、全国の先進事例を見ますと、合併する市町村の中に人口比で8割を超える自治体がある場合、そのほとんどが編入合併を行っております。ご承知のように、各務原市と川島町の人口比は93対7であります。

以上の理由により、編入合併が合理的であるという結論に達しましたので、よろしくご協議くださいますようお願いを申し上げます。

【議長：各務原市長】

それでは協議第9号につきまして、ご意見、あるいはご質問がございましたら、承りたいと存じます。

【副会長：川島町長】

今、幹事会の、うちの助役の方から報告があったんでございますけれども、最近のいろんな全国的な近くのものを見てみますと、最大の合併が静岡県の静岡市と、静岡市は何万やね、50万ぐらいかね、今現在、もう少し少ないかな。それから次郎長で有名な清水市ですね。あれを見ても、最終的には清水市の名前を消して静岡市になるというようなこと。それから県内で今まで、法定協を立ち上げ、あるいはそこまでは至らなくても、いろいろ研究がされております。そういった基本項目が徐々に新聞紙上等々で明らかになってきております。

岐阜市は周辺の、これは羽島市とも合併するんでございますけれども、周辺の町も入れて

ありますけれども、細江市長さんは議会で、名称は岐阜市が妥当であるというようなことを言っておられます。その他、大垣も周辺と合併と。それから高山も編入ということですね、高山の文字が残る。それから東へ行きますと、中津川もそうですね、編入ということ。あと美濃加茂、多治見、可児市等々、県内の場合を見てもほとんどそういう情報ということでございます。私は、この方式等については、ただいま幹事会であったような報告が妥当だと思います。以上です。

【議長：各務原市長】

そのほか、ご意見等ございましたら、ご遠慮なくお出しいただきたいと思います。

合併には、新設方式と編入方式という法定用語の二つしかないということで、いずれにしてもどちらかに決めなきゃいかんということです。編入と言うと、法律的にはいいかもしれませんが、会長兼各務原市長としては、いささか僭越のきわみであるというような語感を持つわけですが、現実問題は新設か編入か二つしかないんで、幹事会が総合的に判断したと、こういうことですか。

【白木 博委員】

今、会長がおっしゃったような、特に私は印象に残ったのは、野田町長がはっきりと川島町の立場を明言されたということは、今、川瀬議長にも少しお尋ねをいたしました。川島町の議会も、もちろん町長さんやら助役さんの話も出ましたが、大変苦しい立場で編入ということを出していただいたので、私たち各務原市としては快く受けるべきではないか、こんなふうに思います。

【議長：各務原市長】

それでは意見も尽きたようですので、お諮りをいたします。協議第9号につきまして、ただいまの幹事長の報告どおり、原案どおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。それでは、合併協議の根幹となります合併の方式については、原案どおり編入合併といたします。

ただし、合併憲章にありますとおり、対等な立場と互譲の精神にあふれた編入合併としたいと存じますので、よろしく願いいたします。

野田副会長さん、施策においては大いにこだわってください。そういうことでご了解をいただいたというふうに理解いたします。

続きまして、協議第10号に入ります。

協議第10号の合併の期日について幹事会から説明願います。

【幹事長：各務原市助役】

それでは、協議第10号 合併の期日についての案をご説明いたします。

合併の期日については、さきの任意協議会において平成17年1月から2月初旬までにという合意がございました。

この理由につきましては、まず合併特例法の期限が平成17年3月31日であることがあります。したがって、遅くともこの期限内に合併をしないと、いろいろな特例が受けられないということがございます。

しかし、17年3月に合併しては新年度の予算審議ができませんので、暫定予算を組まなければなりません。したがって、新市の平成17年度予算を新市の3月議会で審議してもらうために、遅くとも17年1月ごろまでにはという合意がされたものでございます。

今回、同じ理由で、9ページにございますように、平成17年1月までとするという案を提出させていただきました。これは、遅くとも17年1月までにとということでございます。これから新事業の調整・協議の進む中で、一定の時期にはっきりした合併期日をご提案してまいりたいというふうに考えております。よろしくご協議のほどお願いをいたします。

【議長：各務原市長】

ただいまの協議第10号につきまして、ご意見、ご質問がございましたら承りたいと存じます。

【川瀬勝秀委員】

今の1月までとするという幅広い期限であります。その内容、これからの協議事項によっては、これを早くするという事も可能ということにとらえてよろしいでしょうか。

【議長：各務原市長】

どうですか、幹事会長さん。

【幹事長：各務原市助役】

そのようにとらえていただいて結構です。

【議長：各務原市長】

今、大事な点でございますが、平成17年、2005年1月までとするという表現の中には、それ以前にすべての施策等の詰めがきちっと終わりまして、懸案がないということになりました場合は早める場合が大いにあり得ると、こういうことですね。そういうことを含めてでございます。

【副会長：川島町長】

岐南町さんがああいうふうで、この協議会から脱会されました。1市1町になったということでございます。

今日初めて日にちが出てきたわけですが、岐南町さんがお見えになったときも、いろいろ頭の中ではありまして、同じようなことじゃないかなと思ったんです。この期日は、準備がどのようになっていくか、何が最大のことになるのか、よくわからん面もあります。一つは、今はコンピュータ社会ですから、コンピュータの整備・調整がどうなるのかということ、あるいは人の異動やいろいろな準備も必要だということになるわけです。そこで、でき得れば、これは最終として今日ご決定いただいて、あともう一度準備状況を見ながらはっきりいつというようなことを、秋から年内までにはぴしっとした方がいいのではと。日にちが決まると事務局は逆算でいつまでに何の整備、コンピュータやね、きちっと整備しないかん、何

をやらなあかん、決算どこで打たないかんとかね、いろいろ出てくると思いますので、これは最終という解釈でいいですね。

【議長：各務原市長】

今、副会長さんがおっしゃいましたとおり、両行政体のいろんなコンピュータの統合、その他細かい施策の完全一致、違いは違いで解決するということが一つ。それが済みますと、平成17年度予算編成が川島町さんも各務原市も16年の秋ぐらいからスタートして、1月には首長査定と、こういうことをございますので、本格予算を17年4月から組むためには、遅くても1月末ですが、年内の場合もあり得るということですよ、すべてがそろったらね。

その他、ご意見、ご質問ございましたらいただきたいと思います。

【副会長：川島町長】

ですから準備状況を、これからずっと詰めていっていただいて、あるときにはきちっと日にちも決めると。それがいつごろ決められるかということね。これからいろいろお進めいただいてやらないかと思うんですけどね。

【議長：各務原市長】

事務的なことが、だあっと整理できて、支障がないということになるから、早く打ち出した方がいいと思うね。

それでは、協議第10号につきましては、現時点では平成17年1月までという決め方にとどめ、継続して協議することといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。さよう決定いたしました。

続きまして、協議第11号に入ります。

協議第11号の新市の名称について幹事会から説明願います。

【副幹事長：川島町助役】

それでは、協議第11号 新市の名称についての幹事会（案）をご説明させていただきます。13ページをお開けください。

新市の名称については、「各務原市」を基本とし、協議を継続することにさせていただきました。

編入合併であれば、基本的に新市の名称は「各務原市」でよいということをございますが、今後とも協議を重ねてまいりたいということで、継続協議としたいと考えております。よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。

【議長：各務原市長】

幹事会の案は以上のおりであります、協議第11号につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら承りたいと存じます。

【川瀬勝秀委員】

こういう書き方がしてあるということは、名前が変わるかもしれないということも含めてということですか。

【副幹事長：川島町助役】

そういうことでございます。

【議長：各務原市長】

率直に申しますと、これは会長というよりも私の個人的な意見でございますが、川島町さん側は多分名称を、今まで僕の聞いておった範囲では、変えてくれというご要望は一切ないように聞いておるわけですね。ですが、各務原市の中で、新聞に載ったことですから率直に言いますが、商工会議所の中でこの際変えたらどうかという意見もあるわけですね。それから市議会の中で質問がある議員さんから、この際変えたらどうかという意見もありまして、それに対して変える必要もないという意見もまたあるんですわ。私個人的には、40年親しんだ名前ですので、このままで変えない方がいいという意見と、一部か、どのくらいか知りませんが、「かかみがはらし」が「かがみがはらし」か、とにかく読みにくいから、変えるなら今やという意見もなきにしもあらずなんですね。

大変恐縮ですが、市民の動向を少し見きわめたいと個人的には思っております、ということですので。そういうことでしょう、幹事さん。ですから、新市の名称については「各務原市」を基本とし、協議を継続すると、こういうことにさせていただいたようでございます。

白木さん、横山さん、どうですか、ご意見、ご質問は。

【横山隆一郎委員】

この名称については、今、市長から話しありましたけれども、変えた方がいいんじゃないか、あるいは変えない方がいいんじゃないかと、意見はあるんですが、それが市民全体的にこうしようという大きな声にはなっておりません。ごく一部の人たちの意見として、こうした方がいい、しない方がいいという、そういうことでございますので、もう少し時期を待つことによって、市民がある一定方向に行ったときには、そういう意見を尊重して検討するというのが一番いいんじゃないかなと。ということは、現在ではこういう表現にとどめておいた方がいいんじゃないのかなというふうに考えております。

【副会長：川島町長】

なかなか、これ意見の集約といってもいろんな手法があって難しいでしょうね。ただ、今の「が」か「か」か、その辺、正式に言うと「が」だそうですが、間違いなく、その辺のところをこうだぞと。しかし、読み方は個人個人、いいでね、どう読んだって。

【白木 博委員】

幹事会にちょっとお伺いしますが、例えば各務原市の名称を変更した場合に、財政的、要するにかなり金額が発生しないんですか、行政サイドで。

【事務局】

まだ事務局の方も詳細にはつかんでおりませんので、また、今日のご決定を受けまして、こういった案でよろしいということであれば、早急にそういった調査も進めてまいりたいというふうに考えております。

【副会長：川島町長】

市民の方々はちょっとよく知りませんが、私も川島において比較的高齢というか、ある一定の年齢の人が多いもので、私の耳がおかしいか知りませんが、「かがみはら」と言われる人が案外多いかな。「が」抜きやわ。私、そんなふう聞く、「かかみがはら」と「が」を強くは聞いたことはあまりないんですけど、若い人はわかりませんよ。

【議長：各務原市長】

今、横山委員がおっしゃいましたように、変えようといううねりにはなってません。うねりにはなってませんが、商工会議所のごく一部の方や議員さんの中では、この際変えたらどうやという意見もあるという程度ですね。

それでは、原案は「各務原市」を基本とし、協議を継続するとなっていますが、第11号新市の名称については、こういうことでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。

続きまして、協議第12号に入ります。

協議第12号の新市の事務所の位置について幹事会から説明願います。

【幹事長：各務原市助役】

それでは、協議第12号 新市の事務所の位置についての案をご説明いたします。

17ページをご覧ください。

新市の事務所の位置については、現各務原市役所の位置とするという案でございます。

19ページの資料をご覧ください。

四角の中の上から2段目の調整方針になお書きがございます。現在の川島町役場につきましては、所要の機関を置き、住民サービスの低下を防ぐということにいたしたいと存じます。所要の機関については、専門部会等で調整をするものとするということでご提案をさせていただきます。

所要の機関については、関係専門部会等で十分協議・調整をいたしたいと考えております。よろしく願いをいたします。

【議長：各務原市長】

ただいまご説明申し上げましたが、協議第12号につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら承りたいと存じます。

【副会長：川島町長】

今度の合併の大きな目的、いろいろございますけれども、いろんな面から考えていきますと私は現各務原市役所が一番合理的であるし、妥当であると。ただし、専門部会の結論を待って、意見をまた言わせていただくかもわかりません。2行目、当分の間については最大限の配慮をお願いしたいことなどはこれからの詰めを待って、私は私なりに意見を述べさせていただきますというふうに思っております。

【議長：各務原市長】

それでは、ご意見も尽きたようでございますので、協議第12号につきまして、原案どおり、

つまり現各務原市の位置とすると。なお、現在の川島町役場には住民サービスの低下を防ぐため所要の機関を置くと。所要の機関については専門部会等で調整するものとするということでございますので、この点は川島町側の委員の皆さんの意見を十分に聞いて、仮にも住民サービスの低下があってはいけませんから、十分ご配慮をいただきたいと思います。これは、私からもお願いでございます。

そういうことも含めまして、協議第12号につきまして原案どおり決定いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、新市の事務所の位置につきましては、原案どおり現各務原市役所の位置ということに決定をいたしたいと存じます。

続きまして、協議第13号に入ります。

協議第13号の財産の取扱いについて幹事会から説明願います。

【副幹事長：川島町助役】

それでは、協議第13号 財産の取扱いについて、幹事会（案）をご説明させていただきます。21ページをご覧ください。

財産の取扱いについては、両市町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとするということにさせていただきたいと思います。

現在、両市町が所有している財産については、合併すれば、当然にして新しい市の市民の財産になるべきものでございますので、すべて新市に引き継ぐべきだと考えております。例えば、川島町の固有の基金等についても、新市の施策の中で残すべきものは残すということにしていったらどうかと考えております。よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。

【議長：各務原市長】

ただいま説明がございましたが、協議第13号について、ご意見、ご質問がございましたら承りたいと存じます。

【副会長：川島町長】

川島町には、各務原にも多分あると思うんですけど、40年前合併されたときに、主として山林とかを多く持っていたところは財産区というようなもの、各務原もあるかね、やっぱりあるわけやね。それは旧町のものなのか、もう市の方へ吸収ですか。

特に川島の場合には、そういう財産区的なこと何もありませんので、これ財産の引き継ぎになってますが、きちっと借金も財産のうちということで書いてもらっておるでね、それで結構です。

ただ、うちの場合は法人格を持っている町内会というのは一つしかございません。ここの場合は、土地を売ったり買ったりは、法人格を持っておられますからやっておられる町内があります、あとの町内は全く法人格を持っておりません。したがって、町内会、いわゆるもともと権原やね。町内会なんだけども、いろいろ個人名義にしておきますと、親が変わっ

ていくと、最後に公のやつでもわしのやつやということが今でもあるんですが、それを防ぐために、このところずっと名義貸しというのをやっておるんです。例えば川島の〇〇町内会で公民館の敷地とかいろいろあるわけですね。その底地は、本来はその町内会でお買いになったんだけど、名義が、法人格を持っておられませんので、川島町という名義貸しがしてあるということやわね。それは、ここも同じ、どうなんやね。小さい集落の公民館の敷地、一村総持ちとかそういうことになっておるところもあると思いますけど。

【事務局】

各務原市の場合は、ご存じのように平成3年の自治法の改正によりまして、自治会が地縁団体、法人格を持てるようになりましたので、政策として、そういう自治会については、法人格を持って土地とか財産を管理するように市が指導しておりますので、現在、私の記憶が間違いなければ、20以上の法人格を持った自治会がございます。ですから、そういうものに切りかえていったということがございますので、底地が市の所有というところは割に少ないとは思いますが、一度調べておきます。

【副会長：川島町長】

うちの方はそれをわかっていたんや。わかってましたが、ある町内だけは難しい問題があつてきちっとやられたんですけど、あとの方は頼むに町の名前を貸してくれと。町の名前で各町内会の、一部は普通財産も持ってみえる町内会もあります。それは役場の方は台帳できちっと整理してあるんですけど、ある町内へ行くと、ひょっとして町長もかわって行って、町内会長もかわってしまつて、登記所へ行ったら川島町やで、町に取られてしまうとあかんで公民館のどこへ張り出してあるらしい。これは川島町の名前になっておるけれども何々町のものやよと、そういうことを聞いておりますので。結構あるんですよ。

【事務局】

各務原市におきましても、例えて言いますと旧町時代のお墓の関係とかいろんな権利関係は、基本的には各務原市の方で登記してございますので、ただいまのお話の権利関係を一度部会の方で整理させていただいて、登記簿上と実態を含めまして、整理の仕方を決めさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【川瀬勝秀委員】

町長さん、特別な基金あるでしょう、我々の。例えば100歳のやつとかね。

【副会長：川島町長】

特別基金じゃないですよ。特定目的の基金、どこでもあります。

【川瀬勝秀委員】

これには外されておるわけですか。

【副会長：川島町長】

いやいや、全部入ります。

【川瀬勝秀委員】

そういうのはどうなるんですか。

【副会長：川島町長】

これからまだ……。基本的にはみんなそうです。

【議長：各務原市長】

それではご意見も尽きたようでございますので、協議第13号につきましては原案どおり決定いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。それでは、協議第13号の財産の取扱いについては原案どおり、すべて新市に引き継ぐことにいたします。

本日予定されておりました議題につきましては以上でございますが、その他確認事項があるようでございますので、事務局から説明させます。

【事務局】

それでは、第4回以降の合併協議会開催日程等について、確認させていただきます。

第4回は、7月9日水曜日午後2時から開催する予定です。会場はこの同じビル各務原市産業文化センター3階特別会議室となっております。第1回から3回までとは会場が違いますのでお気をつけください。

なお、第5回は8月の上旬、お盆前には開催したいと考えております。また、それ以降につきましても、月の初旬で定例化を考えております。よろしくお願いいたします。

それから、これはご案内ということでございますが、お手元の資料の一番下にホームページのトップページのカラーコピーがございます。この紙でございます。これは、今回岐南町さんが離脱されたことに伴いまして、6月24日付で規約・規程類や内容の修正を行いました。それに伴いまして、デザインも大きく変えてみました。以前より見やすくなっていると思いますので、ぜひパソコンで見ていただけたらと思います。以上です。

【議長：各務原市長】

皆様のご協力のおかげをもちまして、滞りなく会議が進行いたしました。

特に私から一言申し上げますと、およそ合併のときに、この基本5項目をめぐって随分、普通ならけんけんがくがく、意見があるように聞いておりますが、本日は特別な意見がなく、特に川島町さん側の委員の皆さんからも支障がなくお決めいただいたということで、本当に私からも感謝申し上げる次第でございます。

川島町長さんおっしゃいましたように、合併はもちろん形式も大事でございますが、問題は住民サービスの低下を防ぐということでございまして、よりよい合併に向かって、これで大きく前進ができたなという感じが率直に言っております。今、事務局、幹事会、専門部会で施策の詰めがずっと行われておりますが、そちらの方もうまくいくのではないかと期待している次第でございます。

という感想を申し上げますと、これをもちまして第3回の本曾川文化圏市町合併協議会を閉会いたしたいと存じます。ありがとうございました。

午後2時50分 閉会